

(案)

審 査 基 準

令和 7 年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 9 5 条の 2 第 1 1 項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原 権 者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 21 条の 9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、第 21 条の 10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第 29 条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第 31 条の 4 の 3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：自動車運転免許試験場、自動車運転免許試験場更新センター、遠隔地警察署又は八女警察署黒木交番
問 合 せ 先：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場試験場係 ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）
備 考：